

申請家屋に未入居の場合の申立書に添付する書類について (堺市)

住宅用家屋証明申請の際、新築または取得した家屋(申請家屋)に未入居の場合は、登記申請人からの「申立書」又は宅地建物取引業者(買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をする場合に限る。)が発行する「入居見込み確認書」を提出していただくことになっています。申立書等において、**登記申請人が証明申請時に居住している家屋(現住家屋)の処分方法等**と、入居が登記の後になる理由、そしてこれらに照らして適切な入居予定日であることなどから、申請家屋が登記申請人の居住用であるかどうか判断することになります。

現住家屋の処分方法等については、その裏付けとして、次のような書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

記

1. 現住家屋が登記申請人の持ち家の場合

(1) 売却するとき

現住家屋の売買契約(予約)書、媒介契約書等 …**売却することがわかる書類**

(2) 賃貸するとき

現住家屋の賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等 …**賃貸することがわかる書類**

※親族に賃貸するとき(その親族が現住家屋に継続居住または入居予定の場合に限る)

現住家屋に居住する親族からの申立書

(3) 処分方法が未定であるが、抵当権を設定して新居を購入するとき

新居の金銭消費貸借契約書のほか、債務の保証契約書、抵当権設定契約証書、
登記原因証明情報(抵当権設定について明記されているものに限る。)等

…**抵当権の設定をすることがわかる書類**

2. 現住家屋が登記申請人の持ち家でない場合

※住民票に「公営住宅」「社宅等」の記載がある場合は書類不要です。

(1) 借家・借間・社宅・寄宿舍・寮等の「賃貸住宅」から退去するとき

登記申請人と家主との間の賃貸借契約書(写し)、使用許可証、家主の証明書等

…**持ち家でないことがわかる書類**

※親族の所有物件又は賃貸物件から退去するとき

現住家屋に居住する親族等からの申立書

➤ 上記の書類がいずれも準備できない場合は、下記「住宅用家屋証明担当」にご相談ください。



【問い合わせ先・申請書類の受付窓口・郵送窓口】

堺市 市税事務所 固定資産税課

〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3-1 三国ヶ丘庁舎3階

【問い合わせ先・申請書類の受付窓口】

堺市 市税事務所 税務サービス課(堺区市税の窓口)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所 本館8階